

休学や退学を考えられている学生の方へ

岡山大学 学務部

身上異動（休学や退学）の手続きについて（お知らせ）

一身上の都合や進路の悩み等で休学・退学を考えられている場合は、早めに、担任（指導）教員又は所属学部・研究科等の教務担当に相談してください。

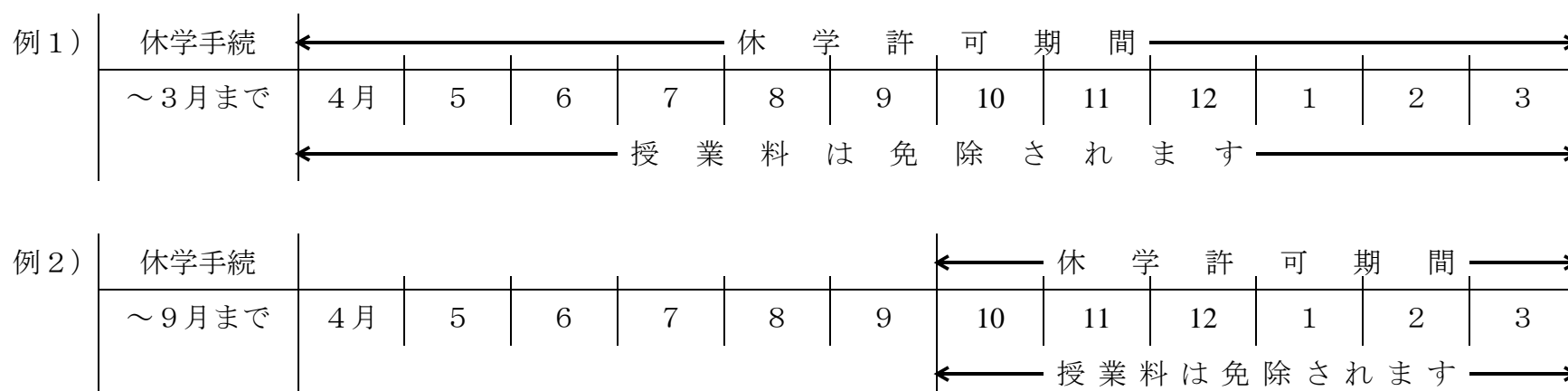
1 願出の時期について

休学・退学は、学則第33条～第36条（大学院学則第30条～第34条）により、願出が許可されなければ認められません。このため、原則として休学・退学をしようとする1か月前までに、「休学（退学）願」を所属学部・研究科等の教務担当へ提出することが必要です。

2 休学・退学許可月による授業料について

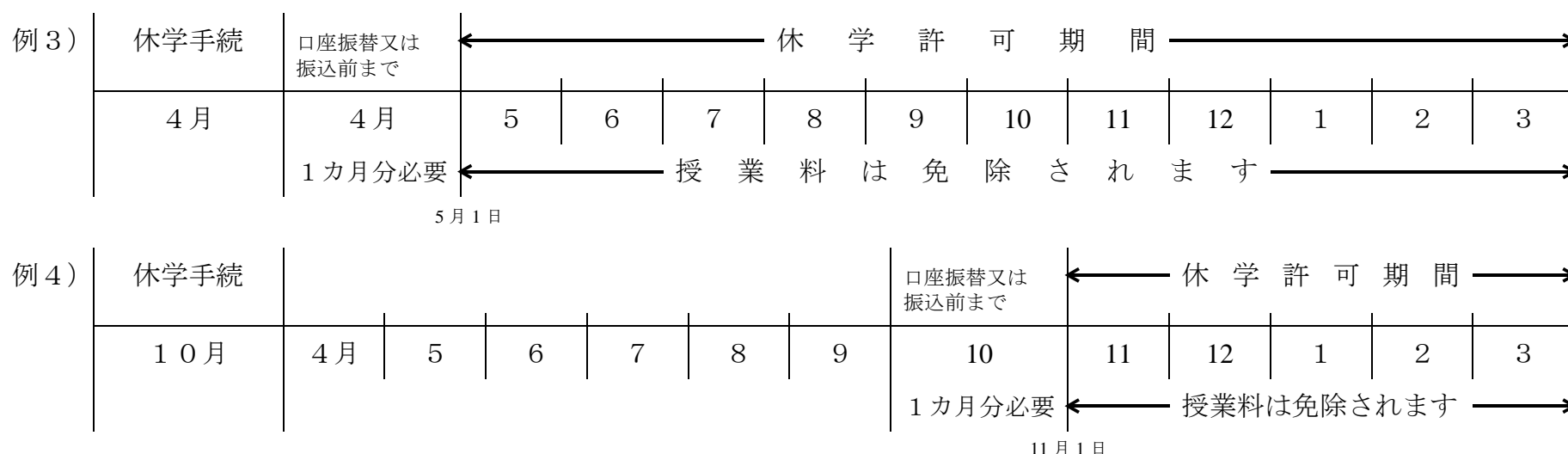
(1) 休学の場合

ア 休学が学期の始め（4月1日又は10月1日）から認められている場合は、休学開始の月から復学する月の前月分までの授業料は、免除されます。【下図例1及び例2参照】



イ 前期では5月1日、後期では11月1日から、その学期中休学する場合は、授業料1か月分が必要で、残り5か月分の授業料は免除されます。【下図例3及び例4参照】

なお、預金口座からの振替又は授業料請求書による振込の関係においては、次の①～③のとおり注意が必要です。



- ① 授業料の預金口座振替日（平成24年度…前期4月25日、後期10月25日）にご注意ください。休学をお考えの方は、保護者（学資負担者）とよくご相談の上、預金口座への入金を保留していただくか、もし、入金されている場合は、預金の引出又は引落停止の手続きをしていただきますよう、お願いします。（授業料請求書による振込の場合には、振込を保留していただきますよう、お願いします。）
- ② 休学手続時において、預金口座からの振替（授業料請求書による振込）により、当該学期の授業料を既にお支払いいただいている場合は、返還できませんので、ご注意ください。
- ③ 5月以降又は11月以降に当該学期の休学手続をされる場合は、その学期の授業料は、全額必要となります。

(2) 退学の場合

退学されようとする日の属する学期の授業料について、全額（前期中の退学であれば前期分を、後期中の退学であれば後期分（前期分が未納であれば前期分を含む））をお支払いいただきます。授業料未納のままに退学はできません。この場合、学則第38条第5号（大学院学則第34条）により除籍となります。

【注意】 授業料免除を申請されている場合や上図以外の期間に休学する場合等、状況により取扱いが異なることがありますので、所属学部・研究科等の教務担当にお問い合わせください。

3 その他の手続きについて

休学又は退学をされる時には、奨学金の貸与を受けている場合の異動手続、学生教育研究災害傷害保険（学研災）の返金手続などが必要な場合がありますので、所属学部・研究科等の教務担当又は学務部学生支援課にお問い合わせください。